

議会基本条例策定特別委員会（第4回検討事項）会派検討内容

資料2

検討事項	本会議、委員会の原則公開		全ての会議の原則公開		審議会等委員への就任辞退		公平、公正な委員等の選任		正副議長選挙の立候補制導入 (所信表明の機会)	
「考え方」 前回提示内容	①議会の情報を公開し、市民との情報共有を図るとともに、透明性の確保等の観点から、秘密会とする場合などを除き、本会議や常任委員会、特別委員会、議会運営委員会を原則として公開で行う。 ②本会議、委員会の傍聴手続きを簡素化する。		議会の情報を公開し、市民との情報共有を図るとともに、透明性の確保等の観点から、議会が開催する各種会議は公開するよう努める。		議員は、二代表制の観点から、法令等に特別の定めがあるもの、当該審議会等の設置目的及び構成員が広域にわたるもの、以外の審議会等の委員には原則就任しない。		委員会委員を選任するときは、全議員が公平、公正に選任されるような選任方法を検討する。		正副議長を選出するときは、その経過を明らかにするため正副議長の立候補制を導入し、公開で行われる所信表明の機会を設けるものとする。	
区分	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等	条例案掲載	考え方に対する意見等
真政会	○	・秘密会とする場合などを除き、本会議や常任委員会、特別委員会を原則として公開で行う。 1. 委員会条例として、委員会は、原則として公開する。 2. 傍聴規則として、委員長は必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。(委員長の権限)	×	・繁杂になるので、本会議、委員会等で原則公開する程度にとどめておき、今後の検討課題として押し進むべき。	○	—	×	・会派制の観点から、公平性及び公正性の確保に努める程度にとどめるべきである。	×	・市議会では、議長・副議長を選出するときは、その経過を明らかにしなければならないとする条文を盛り込み、立候補制等の導入は今後の課題。
みらい福島	○	—	○	—	○	・審議会に参加しないことにより情報が入らないこともある。	○	—	○	—
市民21	○	・委員外議員の傍聴、発言も包括されるのか？ ・傍聴手続きの簡素化については、議場や委員会室へ入室するという行為であり、リスク管理の観点から、住所及び氏名の記入により受付するなど最低限の手続きは必要と考える。	○	・原則公開を理念としつつも、公務として認定されない会議は、公開の対象に当たらないと認識しており、法定外会議の位置付けについて再議論が必要。	○	—	×	・現在の選任方法について公平、公正に実施されていると認識しており、選任方法について検討することを主眼とする考え方はそぐわないと考える。 ・参考事例のように公平、公正の確保に努めるという考え方であれば理解できる。	×	・選出の経過を明らかにするため、いきなり立候補制へ移行することは理解できない。 ・現在はやりたい人による選挙ではなく、やっていただきたい方を選出する選挙であり、いわば推薦制とも言える。まずは現在の手法により条例化し、経過を明らかにする方法を議論すべきと考える。
公明党	○	—	○	・各派代表者会については公開すべきではない。	○	—	○	—	○	—
日本共産党	○	①委員長の許可を求めず、公開でおこなうことを原則とすることに異議なし。 ②氏名・住所の記入を求めず、傍聴を簡素化することに異議なし。	○	・法定外会議も含め、すべての会議を公開することに異議なし。 ・「公開するよう努める」を「公開しなければならない」にしてはどうか。	○	・異議なし。 ・「住民自治の観点から」入れなくともいいのではないかと。議員が住民の選挙によって選出されていることが、住民自治の一形態だから。	○	・議員の発言の場を保障する意味で、所属会派にかかわらず、全員が公平・公正に選任される方法を。	○	・異議なし。
社民党・護憲連合	○	①については、盛り込む ②については、傍聴手続きに関しては、現在の規則のとおりとする。	○	—	○	・考え方に、②として、「しかし、市民等の要請等がある場合は、この限りではない。」を追加する。	○	—	×	・条例に定めなくても、表明はできるものとする。また、全体(全員)協議会などの運用の形でも実施できると考える。

※注) 【条例案掲載】欄 ○：盛り込むべき、×：盛り込まない